

令和7年度 鳩山町 保育所入所選考基準

- ・保護者ともに、①から⑨の中で、該当するいずれか1つの項目を適用する。
- ・父あるいは母の状況が複数の項目に該当する場合は、それぞれ点数の高い項目を種別の点数とする。

【必要性の指数】

種別	類 型	区 分	項 目	指数	父	母
①	就労※1	労働時間	1か月に160時間以上の労働	20		
			1か月に150時間以上の労働	18		
			1か月に140時間以上の労働	16		
			1か月に130時間以上の労働	14		
			1か月に120時間以上の労働	12		
			1か月に100時間以上の労働	11		
			1か月に80時間以上の労働	10		
			1か月に64時間以上の労働	9		
		内職	1か月に160時間以上の内職	18		
			1か月に64時間以上の内職	9		
②	母親の出産 ※2	出産	産前3か月～産後8週間の間に入園を希望する場合	18		
③	疾病等	疾病入院※3	1か月以上の入院(保育が完全に不可能な状態)	20		
		居宅療護※4	医師が長期加療(安静)と診断した者(常時臥床)	18		
			医師が1ヶ月以上加療(安静)と診断した者(保育困難)	16		
		心身障害者※5	身体障害者手帳1, 2級・精神保健福祉手帳1, 2級	18		
			療育手帳A以上	18		
			上記以外の障害	10		
④	病人の看護 等※6	入院付添い	1か月以上親族の入院付き添いにあたっている者	18		
		居宅内看護	家族の長期居宅内療養の看護等にあたっている者	18		
		心身障害者看護	心身障害者の介護、通園、通院等にあたっている者	18		
		介護・看護	常時介護にあたっている者	16		
⑤	災害※7		震災、火災、風水害等で家屋損害その他災害復旧の場合	20		
⑥	求職活動※8		求職活動を継続的に行ってる者	10		
⑦	就学※9	就学時間	月16日以上かつ月120時間以上の就学	18		
			月16日以上かつ月64時間以上の就学	9		
		就学予定者	入園希望月に就学の予定がある者	6		
⑧	虐待・DV※10		子への虐待や保護者がDVを受けている恐れがあるとき	35		
⑨	①就労(労働時間・内職)と⑦就学の項目に重複している該当する保護者で、「項目」の「1か月に64時間以上」及び「月16日以上かつ月64時間以上の就学」に該当しない場合であっても、各時間を合算し月64時間を超えるとき			6		
上記の指数については、下記の書類の記載事項により判断する。				①から⑨の中で一番高い点数		
				父母の合計(A)		

上記の指数については、下記の書類の記載事項により判断する。

- ※1 就労(業)証明書(様式第2号)に記載された時間
- ※2 母子手帳、出生届に記載された日時
- ※3 医師の診断書、入院に関する証明書
- ※4 医師の診断書
- ※5 各種障害者手帳、医師の診断書
- ※6 看護される者の医師の診断書
- ※7 罹災証明書
- ※8 ハローワーク等求職活動を証明する書類
- ※9 就学証明書、入学証明書(就学に該当するのは、学校教育法に規定する学校、専門学校等。職業能力開発促進法等に規定する職業訓練校等(通信教育は対象外))
- ※10 公的機関が発行する相談記録等

・必要性の指数の適用後、次の調整・優先指数に該当する場合は、合算する。

【調整・優先指数】

	適 用	指数	世帯
①	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭または父子家庭になっている者	20	
②	生活保護法による扶助を受けている者	18	
③	産休、育児休業期間が終わり、職場復帰する者	10	
④	一定の障害がある児童を保育する者	10	
⑤	兄弟姉妹が既に保育所等に入所している者	10	
⑥	地域型保育事業による保育を受けている者	5	
⑦	父母の就労等により、休日保育等に対応した施設を利用しなければならない者	6	
⑧	保育士資格等を有し、教育・保育施設に勤務している者	6	
⑨	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者	6～20	
⑩	同居する祖父母(65歳以上を除く)や近隣に居住する親族が保育可能な者	-4	
⑪	在園児または卒園児が理由なく過去3か月以上の保育料を滞納している者	-4	
⑫	町外在住者(転入予定は除く)で、町内在勤である者	-35	
⑬	町外在住者(転入予定は除く)で、町内在勤でない者	-40	
⑭	保育料の滞納が6か月以上あり、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない者	-10	
⑮	育児休業の延長及び減算を許容できる者	-100	
⑯	就労先の変更等で就労実績の証明がなく、労働時間を見込みで算定した者	-2	
		合計(B)	

鳩山町保育の必要性の認定に関する条例(平成26年9月12日条例第10号)第6条に基づき、「鳩山町保育所入所選考基準」を上記のように定める。

鳩山町内の保育所への入所希望申込者について、「保育所入所選考基準表」により公正な選考を行い、保育を必要とする度合いの高い順(保育所入所選考基準(必要性の指数+調整・優先指数)から算出される選考点数の高い順)に入所児童を決定する。ただし、特別な事情がある場合には、状況を総合的に判断し、町長が決定するものとする。

必要性指数(A)

調整・優先指数(B)

合 計

+

=

園 名		園児名	
保護者名			

選考日	令和 年 月 日	担当者	